

大環第141号
水環第102号
不第51号
平成17年8月10日

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜
くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク } 様

岐阜県健康福祉環境部大気環境室長

岐阜県健康福祉環境部水環境室長

岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室長

六価クロム汚染の原因究明を求める要望書について（回答）

平成17年7月12日付けでご要望のありましたことについては、石原産業株式会社に確認したところ、下記のとおりです。

記

- 1 フェロシルトだけでなく、石原産業四日市工場の全製造工程についての詳細なフローシートを公表すると共に、六価クロムが生成もしくは混入するあらゆる可能性について明らかにすること。
（回答）製品の製造工程については、生産技術等の企業秘密に該当するため開示することはできません。また、六価クロムが生成もしくは混入する可能性については、原因を調査中です。
- 2 この工程チェックで六価クロム生成および混入の原因が不明ということであるなら、フローシートに沿ったサンプリングと分析を行い、原因を究明すると共に結果を公表すること。
（回答）現在、六価クロムが生成もしくは混入する可能性について、原因を調査中です。原因調査の結果については、岐阜県へ報告する予定です。
- 3 三価クロムが六価クロムに変わる条件を全て示すこと。
（回答）現時点では、不明です。
- 4 現在確認されている岐阜県内10ヶ所の各フェロシルトの素となった、チタン鉱石の成分分析を総クロムを含めてそれぞれ提出すること。同様に原産地とその配合割合をそれぞれに明示すること。
（回答）生産技術等の企業秘密に係る部分があるため開示することはできません。